



第2回定例会

NO.161の主な内容

- 2・3面.....代表質問・一般質問
- 4面.....一般質問・政務調査研究費交付額等審査会から議長に答申
- 5・6面.....定例会活動報告
- 7面.....委員会視察の概要
議案の審議結果と主な内容
- 8面.....関係機関に提出した意見書及び抗議
インフォメーション・編集後記

ホームページアドレス

<http://www.city.chiyoda.tokyo.jp>

メールアドレス

ckugikai@mint.ocn.ne.jp

この区議会だよりは、千代田区ホームページでもご覧になれます。また、区議会へのお問い合わせや区議会情報公開条例に基づく開示請求は、電子メールでも受付しています。どうぞご利用下さい。

歩きたばこや置き看板・自転車の放置等を禁止する「千代田区生活安全条例」を可決！

幼保一元化のために新たな乳幼児育成制度に向けて活動を開始



区立四番町保育園

第2回定例会区議会

平成14年第2回定例会区議会は、6月7日に開会しました。

今定例会区議会では、歩きたばこや吸い殻・空缶等のポイ捨て、置き看板や自転車等の道路上への放置等を禁止した「安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例」など10件の議案が提出され、審査を行いました。

初日の7日は、区長の議会招集あいさつが行われ、12日の継続会では、2会派が代表質問を行いました。

13日の継続会では、3公社（財）千代田区街づくり推進公社、（財）千代田区コミュニティ振興公社、（財）ちよだ中小企業センター」の経営状況等の報告が行われた後、9人の議員が一般質問を行いました。また、「米国政府が実施した臨界前核実験に抗議し、実験計画の中止を求める意見書」と「臨界前核実験に対する抗議」を全員賛成で可決し、内閣総理大臣とアメリカ合衆国大統領にそれぞれ提出しました。

最終日の24日の継続会では、「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の3件を全員賛成で可決した後、委員会で審査の終了した議案7件全てを可決しました。

可決した議案のうち、「安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例」に対し、修正案が提案され、採決の結果この修正案は、賛成少数で否決となりました。

議員から提出された6件の議案のうち、「幼保一元化に向けた新たな乳幼児育成制度の創設を求める意見書」2件を賛成多数で可決し、関係機関に直接提出することとしました。

また、「平成14年度千代田区平和使節団」への議員派遣については、沖繩、広島、長崎の各都市へ3名の議員をそれぞれ派遣することを決定し、18日間の会期で閉会しました。

平成14年第3回定例会区議会開会

平成14年第3回定例会区議会は、

9月20日から開会を予定しています。

区民の皆さんの傍聴をお待ちしています。

詳しい日程はホームページでもご覧になれます。

代表質問 (要旨)

自由民主党議員団

戸張 孝次郎

「安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例」について

問 近年の生活環境の悪化は地域の努力だけで、対処し切れない状況であり、厳しい罰則規定を盛り込んだ「安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例」を評価する。そこで、住民は、層間区民との関係に配慮しながら、どのように参画していくのか。本条例に基づいた、新たな取組みは、罰則を科す手順・手続きは、

答 環境美化・浄化推進団体の活動に参画していく。徹底した周知・啓発活動と指定地区での指導、地元推進団体、警察、区による合同パトロール等を実施。再三の注意で是正がないときは、過料処分とし、改善命令に従わない場合は、事実の公表や刑事上の処分も求めていく。

都市再生について

問 大手町・丸の内・有楽町地区、秋葉原地区及びこの2つを連携する地区が、「都市再生緊急整備地域」に指定される効果は、国や企業主導の大規模開発が住民の居住継続を圧迫したり、生活環境の悪化を招くことはないか。

答 多様な都市機能の強化と、歴史と文化を生かした風格ある街並み形成を図るとともに、IT関連産業などの先端技術や交通拠点の強化が期待できる。地区計画制度等により、地域の合意に基づくまちづくりを推進していく。

介護保険の保険料について

問 介護保険の施行から2年が経過し、本年度は介護保険事業計画の見直しが行われる。高齢者人口の増加に合わせ、サービス供給基盤の整備が求められるが、サービスの充実と保険料の今後の見直しは、

答 新たな特別養護老人ホームの開設や居宅サービスの供給量を大幅に増加することにより、65歳以上の介護保険料がおよそ1.35倍程度になると見込んでいる。その他に、「今後の清掃事業」「商工振興対策」「子育て支援に関する施策」「中学校の学校選択制」についての質問がありました。

日本共産党区議団

福山 和夫

有事法制3法案について

問 有事法制3法案は、自衛隊の武力行使や自治体、民間の強制動員を明記した法案で、憲法5原則に違反する。「国際平和都市千代田区宣言」には「恒久平和実現のため積極的に行動する」と明文化しているが、区長の見解は、

答 国家存亡の危機で国民の協力等の法的整備は独立国家として当然であり、国会の論議を注視していく。また、国際平和都市千代田区宣言は、区民総意のもと宣言したものであり、その精神は揺るぎないと認識している。

新年度予算実施の2ヶ月で聞こえる区民の声

問 商店街通年割引事業は、本来予算決定前に当事者に提案説明を行い、政策決定することが住民自治のルールだが、手順が逆だったのでは、子育てファミリー世帯等の親元近居助成の住み替え支援協力店指定のルール作りが必要では、地域コミュニティ活性化事業は、連合町会等の参加、不参加を自由に選択できる環境を作るべき。

答 商店街通年割引事業は、区内共通商品券にさまざまな課題があるため新たに計画したもので、予算計上までに区商連に説明を行っている。制度の円滑な運営が大切であり、行政が形式的な基準を決めるものではないと考える。事業は地域住民の合意に基づいて構築し、発想の中で実施するもので、結果として連合町会単位となった。

安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例について

問 2000年12月に制定した、いわゆるポイ捨て条例の指導・勧告状況は、他の自治体の罰則付条例の効果や実績は、モラルにかかわることを規制するのならば、人権配慮を条文中に明記すべき。

答 指導は行っているが、勧告に至った事例はない。罰則付きポイ捨て条例は23区中5区制定しており、罰則適用は5件。運用にあたり十分人権に配慮していく。その他に、「要介護者の所得税・住民税控除」についての質問がありました。

一般質問 (要旨)

自由民主党議員団 松本 佳子

地域の健全な生活のあり方

問 完全学校週5日制について、保護者等は休日の過ごし方に戸惑いを感じ、学力の低下を心配している。週2日の休日の過ごし方についての具体的な方策は、また、各学校の工夫や特色は、こども園の幼稚園教諭と保育士が、指導や保育内容の分担及び研究会・会議等を開催する際に支障はないか。また、各幼稚園、保育園との連携は図られているのか。さらに、保護者の声への対応は、介護保険の区民からの具体的な要望と、区の対応は、「安全で快適な千代田区の環境整備に関する条例」に基づく神田駅周辺の環境改善に向け、積極的な取組みが必要と考えるがどうか。業務への用途変更が容易で、地域とのかかわりが希薄であるワンルームマンションについての対策を考えるべきではないか。

答 生活指導主任会等で休日の過ごし方の情報交換を行っていく。学習教室を開催する一方、地域の伝統芸能に親しむことやスポーツ団体との連携等も検討。幼稚園教諭と保育士が相互に役割分担し協働する体制を構築し、園内研究会で知識を深めている。また、園長会、共同研究会等により他の幼稚園・保育園との連携を図っている。さらに、保護者会等を通じ、保護者の要望を把握している。更新認定の期間延長等の要望に対し、社会保険制度の主旨を踏まえ対応。地域と区や警察が一体となり、取組みを強化していく。ワンルームマンションの業務用途への転用防止を図るとともに、住民登録や地域活動への参画の促進等について検討を進めていく。



区立四番町保育園

拓く会議員団 荻原 秀夫

区民ネットワーク 寺沢 文子

拓く会議員団 小枝 すみ子

公明党議員団 大串 博康

「昼間区民税」について

問 区は、昼間区民100万人の区政参画を図るため区長の私的諮問機関である政策会議に100万人区政参画部会を設置し、昼間区民税について検討に入ると報道されている。区内には、立法・行政・司法それぞれの機関が集中しているが、国会議員や裁判官、中央官庁の職員等からも平等に税金の徴収を考えているのか。また、圧倒的に多い昼間区民の区政参画を推進することは、高い固定資産税や相続税等を支払い、バブル崩壊後も住み続けてきた区民の利益が損なわれることにならないかと懸念している。区長は、「昼間人口や企業に課税するだけでは都心部の活力が減退する。権利と負担のギブ・アンド・テイクが基本。区で働く人と住む人がそれぞれ違った形で行政に参画し、負担をしようという形を考えていく」と述べているが、区長の見解は。

問 現在国会で審議されている有事法制関連3法案は、法案の内容や表現が曖昧で、当初国民の6割が「何のことなのか分からない」「知らない」と答えている。空襲が予想される場合の警報発令や住民の非難・誘導などの取扱いも決まっていない。しかし、有事法制が成立すれば、戦争協力への業務従事命令を受けた者は拒否する権利を奪われ、軍事行動への協力を強制されかねない。さらに、有事（武力攻撃事態）が発生した場合には、首相が地方自治体に対処措置を指示し、従わない場合には直接執行できることが明記されている。私たちは、後世に続く世代に対し、健やかに生活できる安全な環境をバトンタッチする責任がある。そこで、国会の審議過程では、国家存亡の危機という事態は当面想定されていないが、それでも準備をする必要があると考えるのか。区は憲法を遵守する責任があり、第3次基本構想の基本指針として千代田市を指し、地方自治の旗を高く掲げた千代田区で、住民の私権が制限され、地方分権や地方自治に逆行し、憲法第9条にも違反する恐れのある有事法制関連3法案についての区長の見解は。

問 基本的な人権は侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられるとしています。そこで、有事法制は、平和憲法をないがしろにし、基本的人権である個人の思想・信条の自由を否定することにならないか。区長は、生活に根ざしている平和憲法を、解釈改憲で塗り替えていく姑息なやり方をどう思うか。区民の生活を守る責務のある区長は、地方自治の観点から、国による有事立法の強制に対して、国際平和都市宣言をした自治体の長として当然、国に意見を述べるのが不可欠であると考えますがどうか。区民は有事法制によって、再び戦争に巻き込まれるのではないかと危機感を持っている。区長は、区民に対し、有事法の規制による区民の役割や罰則について説明責任を果たす重責を負っていると考えますがどうか。

問 仮に有事法制が日本に必要としても、国民の安全と保護にかかわる法整備を後回しにする考え方は、国民から見れば本末転倒では政府に対し武力によらない平和外交を最大限求めていくべきと考えますがどうか。

答 区の行財政運営は、第3次長期総合計画でも明らかにしており、在住者はもちろんのこと、100万人もの昼間区民や企業を対象としている。この観点から、在住者を対象とした従来の自治制度の枠にとらわれず、昼間区民の区政参画を含めた新たな自治制度の検討が必要と考える。このため、政策会議に100万人区政参画部会を設置し、昼間区民の区政参画を可能とする新たな仕組みづくりについて、今後1年をかけて議論する予定である。検討の際には、昼間区民の区政参画の仕組みを中心に、参画の権利と負担のあり方等、総合的視点からの提言を受けたいと考えている。

答 我が国の国家存亡の危機に際して、各自自治体さらには国民の協力など、言葉ではなく現実的な対応としての基本方針の法的整備を図っていくことは、独立国家として極めて当然のことだと考えている。現在、国会において多角的に審議中であり、その議論を注視していきたい。

答 21世紀を平和の世紀としていかなければならないことは、区民共通の願いであり、そのための区政を考え行動していく。有事法制3法案は、現在国会で審議中であり、すべての議論を国民が知ることが出来る。また、区としても全国知事会等に対し、地方公共団体とのかかわりもあり、課題等について明らかにするよう申し入れている。

問 今ほど地方自治とは何か、また公共サービスのあるべき姿はどうあるべきかが問い直されているときはないでしょうか。私は、自分たちの地域を自分たちで治めるといふ地方自治は行政だけで決め行政だけで担うものではなく、区民、企業、ボランティア、NPO、行政等、都市を構成する全ての人々が積極的に地域のことを考え、それぞれが果たすべき公共的な役割を担い合いながら、協働型社会を創出していくことが重要と考えます。そこで協働型社会に対する区長の見解は、NPO法人認定数やボランティア相談件数等は、大幅に増加しており、区等と協働するための方針又は指針を策定する必要があると考えるがどうか。具体的な取組みとしてボランティア、



区立四番町保育園



区立四番町保育園

問 NPO等との連携、協働の担当窓口を設置すべき。また、寄附を行う側と受ける側の両方のニーズを満たすNPO支援策を検討すべき。

答 新たな発想や行動原理をもつ団体との協働により、縦割りで硬直的な行政の体質改善が期待できる。協働型社会の実現に向けて積極的に取り組んでいく。政策会議内に設置したNPO・ボランティア部会で連携・協働のあり方を研究し、庁内でも指針の策定に向けて積極的に取り組んでいく。現在、事業を実施する各担当課で対応しているが、個々の対応には限界がある。全庁的な協働の拡充を目指し、窓口の設置も含め、協働に向けた環境づくりを図っていく。

日本共産党区議団 鈴木栄一

都知事本部がまとめた東京をめぐる「自治制度改革の論点整理」に関連して区長の見解を問う

問 都知事本部の「東京をめぐる自治制度改革の論点整理」で特別区の統合・再編の提案が論議の対象として整理されている。そこで区市町村合併推進が都議会で論議されているが、区はつきりとした態度の表明が必要。区長の見解は、区長は「区政運営のすべてを千代田市をめざす観点から取り組む」としているが、都区間の課題がある中で、都政調整制度問題にはどう取り組んでいくのか。

答 合併論については議会で議決した千代田市をめざす決議でも否定している。この決議を踏まえて、今後行動していく。財政調整制度は時代に合わないと考え、今後は廃止実現を目指し、23区と議論していく。

都市再生法の施行に向けた対応について

問 都市再生法の公布に伴い国が都市再生緊急整備地域を指定することとなった。そこで区長が指定地域に掲げている神田地区の指定はどこまでを考えているのか。民間主導の再開発になるのでは、区は考え方を国等に示すとしているが、都の提案した地域を政府が決定したと報じられている。区の見解は、

答 概ね東は昭和通り、西は明大通りまで地域指定後も都市計画法により無秩序な開発はできない。都と意見交換してきたが、国が区を無視して決定することはあり得ない。



区立四番町保育園

日本共産党区議団 木村正明

千代田区建築計画の早期周知に関する条例について

問 本条例を提案させた力は住民運動である。条例をより有効に機能させるために、教育環境基本条例などを制定すべきでは。

答 提案した条例は、学校等の周辺の建築物も対象であり、効果的な運用ができる。

子育て支援について

問 経常的経費カットで児童館では消耗品の購入にも事欠く状況であるが、区長は認識しているか。保育園給食調理の民間委託を保護者の理解を得ないまま、区は見切り発車した。今後は実施期間にこだわらず関係者の合意を前提にすべき。学童クラブの育成料の経過措置はいつまでか。また、時間延長に伴う職員体制は、

答 児童館運営に必要な予算は措置されている。今後保護者説明会を重ねて行っていく。7月からの実施経過により対応する。また現在の体制で時間差勤務で対応する。

教育問題について

問 生徒の能力と可能性を教育行政が一方的に決めつける都立高校再編計画への見

解は、学力達成度調査の目的は、教師の増員を機会に、少人数学級に向けた条件整備を。

答 個性や学習意欲に応じて配置されている。教科内容の達成度を教育指導改善に役立てる。少人数指導やチームティーチングでの指導を実践している。

自由民主党議員団 久門治人

区債権の適正管理について

問 自治体の存続には、強固な財政基盤の確立が不可欠である。バブル経済の崩壊と長引く不況の影響は自治体の財政状況悪化を招き、多くの自治体で新税導入の検討がされている。一方で、特別区民税や各種使用料、手数料、貸付金及び国民健康保険料等の債権を確実に収納し、適正な管理を図ることが区民間の公平性を確保し区政への信頼を高めるうえで重要と考える。収納対策は公平性の面から、額の多い税や保険料に限らず、使用料等についても適正に行うことが大切である。未済額の内容には、さまざまな問題があるが、各所管でその発生原因を把握し、歳入の確保に努める必要がある。平成12年度決算では合計約16億円もの収入未済額が報告されている。長期滞納者や多額の滞納者には、区全体として効率的かつ適正に債権管理を行うため、執行管理体制を含め、具体的な対策を検討すべきと考えるがどうか。

答 区の未収納債権は、実態を詳細に把握し、単なる歳入の確保にとどまらず、公平性を保つため、強い決意を持って収納対策を行うべきであると認識している。4月の組織改正で、特別区民税と国民健康保険料を収納する税務課と国保年金課を同じ部に再配置し、収納率向上と滞納者対策の充実に努めてきた。しかし、所管部にとられず債権を適正に管理するため、住宅使用料や貸付金等の収納を担当する部署とも協力・連携し、未収納債権の実態調査や執行体制のあり方を早急に検討していく。

千代田区議会議政務調査研究費交付額等審査会から議長に答申！

区議会は、「千代田区議会議政務調査研究費の交付に関する条例」に基づき、議員が会派又は会派の一員として行う調査研究活動に要する経費の一部を各会派に交付しています。(1人あたり月額15万円)

この政務調査研究費の交付額や運営方法等については、より客観性と透明性を確保するため、第三者5名で構成する「千代田区議会議政務調査研究費交付額等審査会」を独自に設置し、意見を聴くことにしました。

議長は、今年の3月13日に審査会に対して、「平成14年度政務調査研究費の交付額について」諮問を行いました。

審査会は、目的に合ったものか、情報公開に耐えるものか、区民が納得できるものかを中心に、延べ8回にわたり、平成13年度の使途内容や使途基準等の審査を行い、7月18日に答申書が議長に提出され、全議員に答申内容の説明を行いました。答申書は、区議会事務局でご覧になれます。

平成14年第2回定例区議会会期日程

会期18日間	月/日	曜日	本会議・委員会関係
6/7	金		本会議(会期の決定・区長招集挨拶)
11	火		議会運営委員会
12	水		第5回政務調査研究費交付額等審査会 議会運営委員会
13	木		本会議(代表質問)
14	金		本会議(一般質問・意見書等の議決・議案の上程・付託) 委員長会
17	月		区民生活環境委員会 予算特別委員会
18	火		議会運営委員会 商工業活性化対策特別委員会 子育て環境整備特別委員会
19	水		まちづくり特別委員会 自治権拡充・行財政改革特別委員会
20	木		企画総務委員会 保健福祉文教委員会 区民生活環境委員会 議会運営委員会
21	金		議会運営委員会 広報広聴特別委員会 議会運営委員会
24	月		本会議(議案の議決等)

各委員会では、議案の審査や担当する事項の調査・陳情の審査等を行っています。

定例会活動報告

常任委員会

常任委員会では、「安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例」をはじめ、新たに条例を制定するもの2件、条例の一部を改正するもの4件の議案について、それぞれ担当する委員会で審査を行いました。

その主なものを紹介します。

企画総務委員会

「千代田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」は、大手・丸の内・有楽町地区地区計画において、地区整備計画が定められた東京駅東側の区域について、建築基準法の規定に基づき建築物の敷地面積の最低限度や壁面の位置の制限等を定めるものです。

主な質疑

この条例の必要性は何か。また、中央区との関係はどうなっているのか。

地区計画により、建築主やそこに訪れる人、働く人、区民のメリットとデメリットは何か。

この地区が今度の都市再生緊急整備地域に指定されると、地区計画との関係はどうなのか。特別地区に指定されるとどうなるのか。

東京駅東側では、建築物の高さが20メートルになるが、もう少し低く押さえるという交渉は行ったか。また、どういった街並みができるのかを、コンピュータシミュレーション等で目に見る形にできないか。

この地区は、大企業が多いから地区計画の網をかけて優遇しているのか。我々区民が生活している地区だと配慮をしないのか。

などの質問がありました。

次に、「千代田区建築計画の早期周知に関する条例」は、大規模な建築物及び学校等に近接する建築物の建築に関し、区長及び建築主等の責務を定めるとともに、建築計画を早期に公表するなど必要な事項を定め、良好な生活環境の維持及び向上並びに建築行為の円滑な推進に資するためのものです。

主な質疑

この条例によって建築を直接的に制限できない。

紛争が完全に予防されるものではないという理解でよいのか。
学校施設関係者や教育委員会が知らなかったということがなくなるのか。また、公共施設に建築主からどのように連絡がくるのか。
建築計画内容や環境配慮資料など、届け出をさせる具体的な中身は何か。

事業者が既に完成した建築計画を提示してくるのでは、条例で定める地域関係者が建築主と共にまちづくりについて考えていくことにならないのでは。

この条例では、対象建築物の周知は90日前だが、紛争予防条例の30日前を全部90日前にできないか。などの質問がありました。

保健福祉文教委員会

「千代田区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例」は、手当支給対象疾病として、国において新たに難病に指定された「プリオン病」のほか、都において指定された「脊髄性筋萎縮症」「アルレルギ一性肉芽腫性血管炎」「原発性硬化性胆肝炎」「肝内結石症」「自己免疫性肝炎」の合計6疾病を追加するとともに、既対象疾病の一部を廃止し、及び統合するほか、「慢性肝炎」「肝硬変」「ヘパトーム」について医学・医療技術の進歩により難病指定になじまなくなったため、指定を解除するものです。

主な質疑

東京都が「慢性肝炎」及び「肝硬変・ヘパトーム」を難病指定からはずした経緯は。

指定からはずされた患者に対しては今後どのような対策が考えられるのか。

新しく患者が発生した場合や入院に対する助成はどのようなものがあるか。

討論

反対の立場から

難病指定については、確かに区が決定できないこととであり、千代田区が独自の激変緩和をとったことは評価できる。しかし、東京都の医療費助成の経過措置は十分とは言えず通院患者への影響は大きく、根治するには重い経済負担がかかるなど、今の医療費制度が患者にとって非常に重い負担になるときにその負担をまた増やすような措置には賛成しかねる。

(福山)

賛成の立場から

本来ならば都の難病指定終了の時点で、根拠がなくなり、区の難病患者福祉手当も受けられなくなる。しかし、区議会3会派から区長へ提出した、激変緩和措置の要望書を踏まえ、すべての対象者に対して区独自の措置をとるといった経緯もあり、患者の立場を考慮している。一方、新たな患者に経過措置が適用されないということでは、新たな不公平が生じるという側面をもっているが、医療の専門家が難病指定終了との判断をしており、その判断を尊重せざるを得ない。また治療についての説明も進み、医療の進歩なども予測されることから賛成する。(鎌倉)

難病指定が終了となり、対象となる患者がどうなるかという思いもあったが、節目において丁寧な検診を実施し、早期発見・早期治療に取り組み体制を整えている。また、激変緩和措置もとられていることから賛成する。(寺沢)

その意見表明がありました。

その他、送付された陳情1件についても活発な論議を行いました。

区民生活環境委員会

「千代田区特別区税条例の一部を改正する条例」は、「地方税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法の一部を改正する法律」の公布に伴い、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る税率の一部を引き下げるとともに、株式等の譲渡益について個人投資家の株式市場参加促進のための「長期所得上場特定株式等に係る少額譲渡益非課税制度の適用の延長」、源泉分離課税方式の廃止に伴う個人投資家の株式離れの抑制のための「上場株式等に係る申告分離課税の税率の4%から3.4%への引き下げ」、「長期所有上場株式等に係る2%の暫定税率」、「株式譲渡益に係る申告不要の制度」、「譲渡損失の繰越控除制度」の創設や規定を整備するものです。

主な質疑

株式等譲渡益に係る申告不要の特例の創設や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の創設などにより、千代田区の税収にどの程度影響するのか。

区民税の税率が下ると税収は減になる。条例改正後は、逆に税収が増になるといことは、申告分離課税の一本化に伴うものなのか。

土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に対する税率の改正では、比較的大土地所有者の負担が軽減さ

れている。この改正理由によると長期的視野に立った土地取得に配慮するところがあるがどのようなことか。などの質問がありました。

次に、「安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例」は、区民等がより一層安全で快適に暮らせる千代田区を実現するため、「生活環境整備に関する区、区民、事業者等の責務」並びに「環境美化・浄化推進モデル地区等の地区指定」、「改善命令とその違反に対する罰則等」について規定する新たな条例を制定するものです。

主な質疑

23区中16区が「ポイ捨てに関する条例」を制定し、そのうち5区が罰則規定を設けているとのことだが、この事例はあったのか。

「吸い殻、空き缶等の散乱防止に関する条例」は、新条例制定後に吸収されるとあるが、どのように総括されたのか。また、いわゆる「ポイ捨て条例」の反省点を充足すれば、新たな条例を制定しなくてもよいのではないのか。

罰則規定の実効性を担保するには、区内所轄警察署と地域等の協力体制が重要であるが、どのように構築していくのか。また、警視庁とは協議したのか。さらに、昼間区民へのPR活動はどう考えるのか。

推進モデル地区を定める意味は何か。千代田区全体を推進モデル地区とすればよいのではないのか。条文の解釈上では、一度でも路上で歩行喫煙をすれば過料が科せられる。これは脅迫による抑止力効果を狙ったものではないのか。

条例施行後、様々な問題が出てくると考えるが、これらに対応できるような内容にすべきではないか。などの質問がありました。

討論

反対の立場から

歩行喫煙をなくし、歩行障害となる路上看板等をなくしていくことは区民の願いである。反対する第1の理由は、住民を罰則という規定で脅迫し、強権で規制していくことである。また、条例案の対象は広範囲にわたるので、違反者を公平に捕捉するのは事実上不可能であり、実効を上げるとすれば恣意的な運用にならざるを得ない。また、罰則が非常に重い。一度の違反で過料が科せられることは、安定して継続的なまちの美化運動につながらず、逆に反発をかい、真のモラルの向上にはならない。さらには行政の努力不足と製造・加工・販売の事業者責任が

事実上免罪されている。製造者の責務は「事業者等として、ごみの散乱防止について消費者の啓発を行う」との規定はあるが、罰則を科せられるのは区民等だけである。罰則で効果を上げることには限界はある。区民等のモラルの向上により、物事を解決していくという立場に立てば、継続的に安定的に安全で快適なまちづくりを進める上での要をなすと考える。本来求められる条例は、事業者責任の厳格化とそれに対する区の指導監督の明確化であり、また、区民に対しては、努力・協力義務、モラル向上の自覚を促すような内容を柱にしたものでなければならぬと考えるので本条例案には反対する。(木村)

賛成の立場から

置き看板等の歩行障害、ポイ捨てなどの様々な生活環境の危険性を、区が前向きに改善をしていく姿勢に対し評価する。今後は、まちの中へ入り様々な事項を詰めていくことになるが、運用の中でより千代田区に合った精度の高い規則が生まれてくること、そして千代田区がこの条例により、安全性が高まることを期待し、賛成する。(桜井)

この条例の根底にはモラルの問題があり、この問題を抜きにしては考えられない。「ポイ捨て条例」では機能しなかったものを精査し策定したことは、一定の政策判断として評価する。また、推進モデル地区と非推進モデル地区の境界線での対応が課題である。これを解消するためには千代田区全域を推進モデル地区に指定すべきであり、「国際平和都市千代田区宣言」と同様に、これを千代田区宣言としてアピールする気概がほしい。また、推進モデル地区を指定するにあたり、PR期間中にNPOと協力し、徹底したキャンペーンを行うこと。過料については、1回の違反でなく何回かの違反キップを科すような段階的対応をとるとともに、金額も数千円単位とすれば区民にも受け入れやすいのではないかと判断を区長に求め、この条例案には賛成する。(竹田)

過料を科すことが本来の目的ではない。主目的は「安全で快適な千代田区の生活環境を整備する」ということを的確に判断してほしい。過料は科すべきであると考え、判定する尺度が正確でないし、また、過料を科す職員が画一的でなければならぬ。今後は、千代田区におけるポイ捨ての実態をJT(日本たばこ産業株式会社)や飲料水メーカー等に確認してもらうことも重要であり、国全体で考える問題でもある。そして、区民が過ごしやすく、千代田区に働く方も十分に認識していただき、安全で快

適な千代田区を創ることに努力していただきたい、このことから賛成する。(大宮)

その他、新たに送付された陳情2件についても活発な議論を行いました。

特別委員会

自治権拡充・行財政改革特別委員会

委員会では、首都機能移転問題の最近の動向について報告がありました。また、公社のあり方について、今後も引き続き調査・研究していくこととしました。さらに、都議会の行財政改革基本問題特別委員会に配付された資料について、今後の課題整理に活用するため、検討することを確認しました。

商業活性化対策特別委員会

委員会では、先進的な取り組みを行っている商店街の事例として、谷中銀座商店街の報告を受けるとともに、商店街活性化への取り組みの参考とするため視察を実施することにしました。また、商店街活性化企画立案補助事業及び商店街振興プランの進捗状況について報告がありました。

子育て環境整備特別委員会

委員会では、子育て環境整備の施策に関する今後の展開について、調査・研究のための課題整理を行い、委員同士の活発な意見交換をしました。その課題の一つである幼稚園の預かり保育の拡大や問題点について、執行機関の現状認識や考え方の説明を聞き、議論を行いました。

まちづくり特別委員会

委員会では、まちづくりの状況として秋葉原、飯田橋、大手町・丸の内・有楽町地域の大規模開発等の取組みについて、飯田町土地地区画整理事業における換地処分について、都市再生特別措置法の内容及び都市再生緊急整備地域の指定についてそれぞれ報告があり、議論を行いました。

広報広聴特別委員会

委員会では、区議会だよりのレイアウトや新たに開設する区議会ホームページの掲載内容について、それぞれ検討を行いました。また、議会図書室の平成13・14年度の購入図書や廃棄図書などについて、議論を行いました。

予算特別委員会

今定例会では、「平成14年度千代田区一般会計補正予算第1号」を審査するため、予算特別委員会を設置し、集中的に審査を行いました。

今回の補正予算の内容は、まず歳出として、老人保健事業の健康診査の検査項目追加に伴う「肝炎ウイルス検診」経費として673万7千円、「秋葉原駅東口広場整備」経費として920万円、安全で快適な千代田区の生活環境に関する条例の施行に伴う「生活環境改善推進」及び「公園・児童遊園清掃費」経費として8,158万8千円、(仮称)麹町二丁目公共施設の幼稚園園庭の採光を確保するための経費として4,756万5千円、また、慢性肝炎、肝硬変・ヘパトームの難病指定終了に伴う「難病患者福祉手当」の減額補正209万2千円が、それぞれ計上されています。

一方、これに見合う歳入として、国庫支出金で183万4千円、都支出金で478万4千円、繰入金で4,756万5千円、繰越金で1億2,856万5千円が充てられています。補正予算の額は歳入・歳出とも2億2,579万8千円となり、この結果本年度予算額は508億4,603万3千円となりました。

主な質疑

難病患者福祉手当の非課税世帯の患者に対する経過措置は3年間であるのに対し、課税世帯は2分の1の額を1年間とした理由は、また、福祉手当であれば3年間支給すべきでは。

生活環境改善推進の予算に関して

- ・現地で指導を行う委託指導員について、区職員との役割分担は、また、指導員の役割を契約上明確にすべき。さらに、トラブルも予想される特殊な職務であり、この予算額で十分対応ができるのか。
- ・指導にあたる職員、委託指導員、地域の推進団体の人に危害が加えられることも想定し、所轄の警察と十分協議しておく必要があるのでは。
- ・本条例の効果が誰にでもわかるよう明確な指標を掲げ、地域と行政が目的意識を持って取り組むべき。
- ・秋葉原駅東口広場整備事業は、乗降客の利便を図るもので、鉄道事業であるJRに負担を求めべき。

(仮称)麹町二丁目公共施設に関する予算について、本区の場合、近隣のビル建築によって日照の影響を受けることが多く、今回は採光装置によって対応したが高額の投資ではないか。また、公共施設に近接した建築計画に対し、区としての基本的な対応を定め、担当する各部署が地域と協力し、建築主に

対して計画の変更等を主張していくべきではないか。などの質問がありました。

賛成の意見

今回の補正予算の中で、幼稚園の採光装置については昨今のオゾン層の破壊などを考えると、日照が子どもにとってどうしても必要なものなのか。また、冬至の前後、場所も限定的なものへ投資効果について多少疑問もあるが、その他の予算は妥当であり総合的には賛成である。(寺沢)

国・都の制度改正に即応した肝炎ウイルス検診の実施、安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例の普及、啓発、推進を図る生活環境推進や秋葉原駅東口広場整備などは、当初予算成立後の協議の進展等を踏まえ、速やかに施策を展開し、具体化していくための補正予算として評価する。幼稚園の太陽光採光装置についても、区民の要望を受け早期解決を図るための措置として賛成する。(小林)

難病患者福祉手当については、はじめての難病指定解除に伴い対応が非常に難しい問題と思う。区の福祉手当は東京都の難病指定に基づき支給されており、本来は廃止されてもやむを得ないものであるが、3会派の要望なども踏まえて一定の経過措置をとられたことは評価する。また、安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する予算は、千代田区という限られたエリアで生活し、働き、学ぶ人達などが一定の秩序を保つため必要になる条例に伴うものとして理解し、この施策が実効性の高い施策になることを期待することも含め、本予算に賛成する。(山田)

本補正予算は当初予算編成後に生じた事由に基づいて速やかに施策の展開を図るために、必要な経費と認識している。国・都の制度改正に即応した肝炎ウイルス検診のほか、保護者の強い要望にこたえた、麹町幼稚園園庭の日照確保のための太陽光採光装置の設置、安全で快適な歩行者空間の形成を図る秋葉原駅東口広場整備や全国的にも注目の中で実施する安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例の普及・啓発、推進に伴う事業は、不可欠なものと考えている。さらに、難病患者福祉手当について、我が党の要望により、該当者すべてを対象とする激変緩和措置が講じられ、該当する区民の皆さんの福祉の増進が図られることを願っている。各事業とも区民の皆さんの貴重な税金で賄われていることから、最小の経費で最大の効果をあげるよう要望し、本予算に賛成する。(鳥海)

5月16日に、各会派に交付している政務調査研究費をテーマに勉強会を実施しました。勉強会では、千代田区政務調査研究費交付額等審査会委員(2人)を講師として、制度の趣旨や使途基準などにつ

全員協議会

委員長	高山	はじめ	(自民)
副委員長	竹田	靖子	(ネット)
委員	小林	やすお	(自民)
委員	松本	佳子	(自民)
委員	荻原	秀夫	(拓国会)
委員	山田	ながひで	(公明)
委員	寺沢	文子	(ネット)
委員	鳥海	隆弘	(自民)
委員	大宮	正義	(自民)
委員	満	昭一	(自民)
委員	鎌倉	つとむ	(自民)
委員	鈴木	栄一	(共産)

予算特別委員会の構成(12名)

難病患者福祉手当に関する予算では難病患者の慢性肝炎、肝硬変、ヘパトーム、これらの病気が都の難病指定から外されたが、区独自の福祉手当の精神から考えれば、まだまだ難病患者の困難、医療費の大変さなどは続くものと考えている。経過措置を講じるなら、課税、非課税世帯という区別ではなく、患者を救済するために減額せず予算を計上すべきである。生活環境改善推進予算については、路上での喫煙をなくし、歩行者への危険を回避することは、区民の現実の願いである。また、置き看板や客引き商法などによって、生活環境が相当変わってしまったという実態を解決してほしい、これも地域住民の切実な声と思っている。これらの解決方法として条例が提案されているが、罰則で強制的に解決できるとは思っていない。本来この問題はモラルの問題であり、あくまでもモラルの向上の自覚を促す運動が必要だと思っている。そういう点を含めて、本予算に反対する。(鈴木)

反対の意見

子育て環境整備に関する施策議論の充実に向けて、地域の状況を把握し、今後の委員会活動の参考とするため、千代田区内の保育園、幼稚園、公園等の子育て関連施設の視察を実施しました。

子育て環境整備特別委員会 (7月2日)

区内の中小企業は、深刻な経営難に直面し、消費活動も低下傾向にあるなど地域経済の停滞が一層顕著になっていきます。こうした状況を踏まえて、委員会では、区内中小企業の経営の活性化施策について論議してきました



商工業活性化対策特別委員会 (7月8日)

福祉作業所は、老朽化の改善とバリアフリー化の改修工事を行うこととなりましたが、工事期間中暫定的に使用する都の施設工事が終了し、4月2日から使用を開始しました。委員会では、今後の委員会活動の参考にするため、移転先施設の視察を実施しました。

保健福祉文教委員会 (4月23日)

委員会視察の概要

この勉強会は、住基ネット全般について、全議員が共通の理解を深めるために実施したものです。講師である総務省の担当課長及び弁護士からは、それぞれ個別に制度や運用等についての説明の後、個人情報保護の観点を中心とした意見交換がありました。また、7月22日の午前と午後の2回にわたり、8月5日から稼働する「住民基本台帳ネットワークシステム」について勉強会を開催しました。

4月～6月の主な活動

月/日	曜	日	程
4/2	火		第2回政務調査研究費交付額等審査会
5	金		企画総務委員会
8	月		区民生活環境委員会
9	火		広報委員会、保健福祉文教委員会
23	火		保健福祉文教委員会
25	木		第3回政務調査研究費交付額等審査会
25	木		自治権拡充・行財政改革特別委員会、議会運営委員会
26	金		委員長会、企画総務委員会、保健福祉文教委員会
26	金		区民生活環境委員会、まちづくり特別委員会
26	金		子育て環境整備特別委員会
5/7	火		商工業活性化対策特別委員会
10	金		議会運営委員会、区民生活環境委員会
10	金		保健福祉文教委員会
13	月		子育て環境整備特別委員会、商工業活性化対策特別委員会
14	火		まちづくり特別委員会、企画総務委員会
15	水		自治権拡充・行財政改革特別委員会
16	木		議会運営委員会(第1回臨時会告示)、全員協議会
16	木		広報委員会
20	月		議会運営委員会
21	火		第4回政務調査研究費交付額等審査会
22	水		議会運営委員会
23	木		議会運営委員会、第1回臨時会
24	金		議会運営委員会、委員長会
27	月		広報広聴特別委員会
28	火		委員長会、企画総務委員会、保健福祉文教委員会
28	火		区民生活環境委員会
29	水		子育て環境整備特別委員会
29	水		自治権拡充・行財政改革特別委員会
30	木		まちづくり特別委員会、商工業活性化対策特別委員会
31	金		議会運営委員会(第2回定例会告示)
6/6	木		議会運営委員会

議案の審議結果と主な内容

議員提出議案	議案名	結果	主な内容
修正	安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例に対する修正案	×	条例案のうち、「罰則」を削除します。
意見書	米国政府が実施した臨界前核実験に抗議し、実験計画の中止を求める意見書		
意見書	幼保一元化に向けた新たな乳幼児育成制度の創設を求める意見書(2件)		
意見書	有事法制3法案に反対する意見書	×	可決した意見書、抗議の内容は、8面に掲載しています。また、ホームページや区役所1階の区政情報ルーム又は、7階区議会事務局でご覧になれます。
意見書	メディア規制の人権擁護法案と個人情報保護法案に反対する意見書	×	
意見書	患者負担増を押しつける健康保険法等改定案に反対する意見書	×	
意見書	郵政関連4法案に反対する意見書	×	
抗議	臨界前核実験に対する抗議		
派遣	議員の派遣について	承認	平成14年度千代田区平和使節団へ議員を派遣します。

区長提出議案

議案名	結果	主な内容
人事		人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて(3件)
予算		平成14年度千代田区一般会計補正予算第1号
条例		総額2億2,579万8千円の増額
条例		千代田区特別区税条例の一部を改正する条例
条例		千代田区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例
条例		安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例
条例		千代田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
条例		千代田区建築計画の早期周知に関する条例
条例		千代田区立住宅条例の一部を改正する条例
報告		平成13年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて

委員会に送付した陳情(3月26日～6月24日)

陳情名	送付委員会
政府への「有事立法に反対する意見書採択」の陳情	企
難病患者福祉手当の存続に関する陳情	保
固定資産税の大幅かつ継続的な減税を求める陳情	区
(仮称)千代田富士見マンション新築工事に関する、申立人及び相手方の紛争解決のための陳情	区



古紙配合率100%
白色度80%の中性紙を使用しています

メールアドレス ckugikai@mint.ocn.ne.jp

ホームページアドレス http://www.city.chiyoda.tokyo.jp

関係機関に提出した意見書及び抗議

議員から提出された「幼保一元化に向けた新たな乳幼児育成制度の創設を求める意見書」については賛成多数で可決し、内閣総理大臣に提出したほか、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、東京都知事、東京都議会議長等には、正副議長、各会派の幹事長、区長が直接提出しました。また、「米国政府が実施した臨界前核実験に抗議し、実験計画の中止を求める意見書」と「臨界前核実験に対する抗議」を全員賛成で可決し、関係機関に提出しました。



坂口力厚生労働大臣へ 遠山敦子文部科学大臣へ 片山虎之助総務大臣へ



横山洋吉東京都教育長へ 福永正通東京都副知事へ

提出した意見書は次のとおりです。 幼保一元化に向けた新たな乳幼児育成制度の創設を求める意見書 (6/24可決・全文)

新たな世紀を迎え、女性の社会参画の進行や子育てを取り巻く環境の変化などにより、行政にはこれまで以上に多面的な子育て支援策が求められています。

乳幼児期の育成環境は、人格形成に重要な役割を果たしますが、現在、同じ子どもを育成する施設でありながら、幼児教育を行う「幼稚園」と保育に欠ける児童を保育する「保育園」は、法制度上厳格に区分されており、現実には、「幼稚園」で預かり保育を実施したり、「保育園」で幼児教育に力を入れるなど、二つの制度における保育環境の差異は大幅に縮小しているにもかかわらず、「幼稚園」は

文部科学省、「保育園」は厚生労働省と所管官庁が分かれ、両者の制度的な壁は厚く残っています。保護者の就労形態等だけで子どもの育成環境を区分する仕組みでは、新たな時代の要請には到底対応できません。今こそ、新しいスキームを用意し、子どもと保護者の多様なニーズに応えていく必要があります。

千代田区では、昭和63年に、年齢区分方式によって「幼稚園」と「保育園」の連携に取り組むなど、早くから幼保一元的な取り組みを行ってまいりましたが、本年4月、21世紀にふさわしい乳幼児育成施設として、「幼稚園」と「保育園」双方の要素を取り入れながら、両園の枠を越えた新しい幼保一元化園である「いずみこども園」を創設いたしました。区では今後とも引き続き、地域バランスに配慮しながら、こども園の配置を進めていく予定です。

しかし、この「いずみこども園」も、幼稚園教諭と保育士の役割を区分したり、「幼稚園」「保育園」双方の認可を取得するなど、現行の法制度の仕組みを踏まえたうえで創設した施設であるため、完全な形の幼保一元化園とはなっておりません。

よって千代田区議会は、この「いずみこども園」の理念をさらに確固たるものとし、未来を担う就学前の子どもたちが年齢や保護者の就労形態等で区別されることなく、心身の発達に合わせ、一貫した方針に基づき、継続的な育成を受けられるよう、幼保一元化に向けた新たな乳幼児育成制度を創設されることを強く要請いたします。

米国政府が実施した臨界前核実験に抗議し、実験計画の中止を求める意見書 (6/13可決・概要)

米国政府は、日本時間6月8日早朝、米国ネバダ州の地下核実験場において、今年2回目、通算17回目となる臨界前核実験を実施しました。

我が国は、核の恐ろしさを知る世界で唯一の被爆国であり、核兵器廃絶を願う我が国民と国際世論を踏みにじる行為である今回の実験は、断じて許されるものではありません。

よって、千代田区議会は区民とともに、米国政府が実施した、臨界前核実験に対し強く抗議するとともに、日本政府として今後いかなる実験計画も中止するよう働きかけることを求めるものです。

(内閣総理大臣に提出)
「同趣旨の抗議文をアメリカ合衆国大統領に提出」

意見書の全文はホームページでご覧になれます。

ご存知ですか?

小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税の減免!

連合町会と区議会は、これまで固定資産税や相続税の大幅減税を求める運動に積極的に取り組んできました。

昨年は、「固定資産税の大幅減税を求める千代田区民会議」を発足し、連合町会や町会、各種業種団体等の署名を添えて、国や東京都等の関係機関に陳情活動を行いました。

このような継続的な取り組みによって、今年度東京都は、今年度23区内の小規模非住宅用地400㎡未満の固定資産税・都市計画税の減税を実施することになりました。

7月中に対象者あて、千代田都税事務所から減免申請書が送付されています。

今回の減免は、減免申請書を提出する必要があります。

詳しくは千代田都税事務所まで、お問合せ下さい。
☎3252 7141

連合町会と区議会は、固定資産税と相続税の大幅減税に取り組みます!

区民集会運営協議会(7月11日開催)は、固定資産税と相続税の大幅減税に向けて、今年度も区民会議を発足し、9月2日(月)に千代田公会堂で講演会や陳情の署名活動等を行います。

ぜひ、ご参加下さい。詳しくは、ポスターやチラシ、ホームページでご案内します。

問合せ先 区議会事務局調査係

新たに区議会ホームページを開設

現在、開設している区議会のホームページは、区が開設しているホームページに区議会情報を掲載してみなさんに区議会の情報を提供しています。

しかし、パソコンの急激な普及やインターネット人口の増加により、区議会では、より多くの情報提供や区議会に対する意見聴取など、その活用方法の検討を行ってまいりました。その結果、定例会や臨時会、委員会の記録をはじめ、メールマガジンの発行、キッズページ、みなさんからの声のページなど、新たなサービスの提供を行うため、独自に区議会のホームページを開設することになりました。

現在、9月の開設に向けて、広報広聴特別委員会で、具体的な検討を行っています。

区議会のホームページに対するご意見やご要望、

ご提案などありましたら、区議会事務局までお寄せ下さい。

本会議場に(仮称)表決電光表示システムを設置

区議会は、区民の皆さんにより開かれた区議会を目指し、公開性を高め、透明性を確保したさまざまな改革を推進してきました。

9月に開会する第3回定例会区議会から、押しボタンス式の「(仮称)表決電光表示システム」を導入し、本会議における各議員の賛成・反対の表決結果を一覧で表示することになりました。

このシステムの導入により、各議員の表決が一目瞭然にわかるようになります。

編集後記

皆さんに区議会の活動をお届けしている「区議会だより」は今回で161号となり32年の歴史となります。時代は地方分権となり私たち議会の果たすべき役割はますます高まっています。政策の立案また最終的な意思決定機関として、普段からの区民の方々の意思の疎通は欠かせなくなっています。その意味からも千代田区議会では広報広聴についてはその重要性に鑑み、特別委員会として明確に位置付けることとなりました。委員一同その責任の大きさを痛感し、率先してその責務を果たしていきます。

さて、区議会だよりはその中心をなすものであります。区民をはじめ、より多くの方々に読んでいただき、親しまれるよう今までも工夫をしています。今回も重要な内容が多い中、できるだけ多くの写真の配置や見やすいレイアウト等読みやすさに重点をおき検討してきました。

今後とも区民の方々の大事な意思疎通の手段として創意、工夫をしていきますので、よろしくお願います。(広報広聴特別委員会副委員長 大串)



区立四番町保育園